

教職を志す学生の校則の運用に関する認識

Perceptions of the Operation of School Rules by Students who Aspire to Teach

宇田 響^{*1}・北岡 優^{*2}

Hibiki UDA・Yu KITAOKA

Abstract

This study examined the results of a survey about attitudes toward school rules completed by students who aspire to teach. The four main findings were as follows. First, most respondents believed that "junior high school students should obey school rules even if they are somewhat unreasonable." Second, some respondents thought that "junior high school rules should be obeyed even if they are a little unreasonable" due to reasons such as believing that "we need to adjust to the unreasonableness of society" and "unreasonable school rules have a purpose and meaning." Third, some respondents disagreed with the statement that "junior high school rules should be obeyed even if they are a little unreasonable" due to reasons such as a belief that "there is no convincing reason" for such rules and that "they are not appropriate from the viewpoint of human development." Fourth, many respondents revealed that they had few opportunities to learn about school rules at university and have not studied the Convention on the Rights of the Child and the Basic Law for Children, which would deepen their understandings of school rules.

1. 問題の所在

本研究の目的は、教職を志す学生の校則の運用に関する認識を検討することを通して、今後の教職課程のあり方について考察することにある。

2017年の校則裁判¹⁾を契機に、中学校・高等学校の校則に関する研究が盛んに行われるようになっていく。代表的な研究としては、荻上・内田編(2018)²⁾、大津(2020・2021)が挙げられる。大津(2021)は、大阪府立の高等学校がホームページで公開している校則に関するデータをもとに、礼儀・交友関係、服装・制服、制服以外の衣類(防寒具、セーターなど)、頭髮、化粧・装飾品などについて、どのように校則として規定されているのかを検討している。検討の結果、多くの学校で制服は「常に清潔に保ち、清楚な着こなしに留意する」(71頁)などと規定されていること、頭髮は「服装・頭髮等は高校生らしく端正、質素、清潔を保ち、いたずらに華美を好み流行を追うことはしない」、「パーマ、髪の毛の染色・脱色等はやらないこと」(73頁)などと規定されていることを明らかにしている。また、荻上・内田編(2018)は、人々が中学校時代・高等学校時代にどのような校則を体験しているのかを検討している。例えば、近年になるほど、スカートの長さの指定、下着の色の指定、眉毛の手入れ禁止、整髪料の使用禁止などの校則を体験している者が多くなっていること、近年でも中学校では、日焼け止めやリップクリームを持ってくるのはいけないという校則を体験している者が一定数存在することなどを明らかにしている。このように、これら一連の研究によって、中学校・高等学校の校則の実態が徐々に明らかになりつつある³⁾。

さて、本稿が明らかにしたいのは、こうした校則を将来中学校・高等学校で運用する立場になるであろう、教職を志す学生の校則の運用に関する認識である。具体的には、教職を志す学生が、校則をどのように運用すべきだと考えているのか、また、なぜそのように考えているのかを明らかにしたい。こうした検討は、これまで十分に行われてこなかった状況にある。しかしながら、そうした検討によって得られる知見は、校則で悩む生徒を(少しでも)減らしていくことを目的とした教職課程のあり

^{*1} くらしき作陽大学子ども教育学部、助教 (Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Assistant Professor)

^{*2} くらしき作陽大学子ども教育学部、学部生 (Kurashiki Sakuyo University, Faculty of Childhood Education, Undergraduate student)

方を考える際の基礎的な資料になり得ると考えられる。それゆえ、教職を志す学生の校則の運用に関する認識を検討することの意義は決して小さくないといえよう。

以上の問題関心をふまえ、本稿では、教職を志す学生の校則の運用に関する認識を検討することとしたい。なお、本研究では、校則を「学校生活を送る上で、生徒が守らないといけないルール（クラス独自のルールも含む）の総称。なお、明文化されていないもの、いわゆる暗黙のルールも含む」と操作的に定義していることを記しておきたい。

2. 研究の方法

アンケート調査は、2022 年 9 月中旬から下旬にかけて、私立 A 大学に所属する学生を対象に行った。具体的には、中学校・高等学校の教職に就くことを希望する学生が履修する「教職課程の科目」において、調査の目的や方法、データの取り扱い方法などについて説明した上で、アンケート調査を行った。有効回答票数は、私立 A 大学 80 名であり、回答票数に占める有効回答票数の割合は、97.6%となっている（詳細は表 1 を参照）。

調査の項目は、中学校・高等学校の校則の運用に関する認識、大学での校則に関する学習の機会（校則を運用する上で理解を深めておくべき「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習状況を含む）といった二つの観点から構成されている。なお、本稿の分析で用いるサンプルが学部 1 年生に偏っていることから、特に大学での校則に関する学習状況をより正確に捉えることができていない可能性がある。それゆえ、後者の結果の解釈には留意が必要であることを記しておきたい。

表 1 調査の概要

有効回答票数	回答票数	割合(有効回答票数/回答票数)	
80名	82名	97.6%	
性別			
男性(割合)	女性(割合)		
14名(17.5%)	66名(82.5%)		
学年			
1年生	2年生	3年生	4年生
75名(93.8%)	0名(0.0%)	5名(6.3%)	0名(0.0%)

注：括弧内の％は、有効回答票数の内、性別/学年についての回答があった者に占める割合。

3. 教職を志す学生の校則の運用に関する認識

本章では、教職を志す学生の校則の運用に関する認識についての検討を行いたい。アンケート調査では、「あなたは、「中学校（高等学校）の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか？」という項目を設けて、回答者に 4 段階（「賛成」=1 から「反対」=4）で尋ねている。その結果を学校種別に示したのが、図 1 である。

学校種間で結果を比べると、賛成という回答（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」、以下同様）の

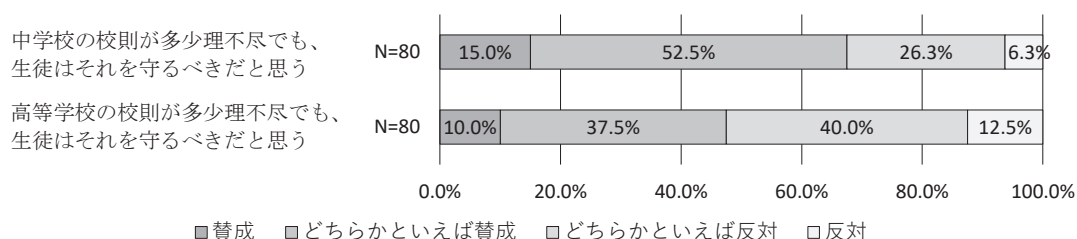


図 1 校則の運用に関する認識

割合は、「高等学校」よりも「中学校」の方が高い状況にあることが読み取れる。その上で、中学校の結果（上段）をみると、反対という回答（「反対」＋「どちらかといえば反対」、以下同様）の割合は、3割台前半（32.6%）であるのに対して、賛成という回答の割合は、6割台後半（67.5%）にも及んでいることが読み取れる。こうした結果からは、教職を志す学生の多くが、校則が多少理不尽でも、特に中学生はそれを守るべきだと考えていることがうかがえる。

このような結果をふまえて、本稿では「あなたは、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成ですか、それとも反対ですか？」という項目に、賛成という回答をした学生（あるいは、反対という回答をした学生）の認識を検討したい。アンケート調査では、先述の項目に回答した者に、「（自由記述欄）そのように回答した理由について、できるだけ詳しく教えてください」と回答理由を尋ねている。以下では、そこで得られた自由記述のデータをもとに、教職を志す学生が、なぜ賛成という回答（あるいは、反対という回答）をしたのかを検討していきたい。

3-1. 賛成という回答をした学生の認識

本節では、教職を志す学生の内、先述の項目に賛成という回答をした者の認識を検討していきたい。賛成という回答をした学生の自由記述のデータを整理すると、「社会の理不尽さに適応する必要があるため」という趣旨の回答理由が最も多いことが明らかになった。そうした趣旨の回答理由に該当する自由記述を以下に示した。なお、以降の自由記述は、個人が特定されないよう、最小限の加工を行っていることを記しておきたい。

- ・校則は、生徒や教師が安全に学習する、学びやすい環境を守る為にも必要だと思う。理不尽すぎるものや、生徒・教師に苦痛を与えるものは、改正するべきだと思うが社会に出て働くと、理不尽な事はたくさんあり、その理不尽な社会のルールなどを守る練習という意味でも、どちらかといえば賛成。（3年・女性）
- ・社会に出るとたくさん理不尽なことがあると思っているので、それに慣れるためには守るべきだと思う。それに慣れることで、我慢力や、継続力などが身につけられると思う。（1年・女性）
- ・社会人になると、校則よりも、理不尽な理由のルールがあると思うので、中学生の時に少しでも理不尽な校則に慣れておくと自分に役立つと思うから、賛成です。ですが、理不尽すぎる校則は、パワハラなどという行為につながるので、よく考えた校則がいいと思います。（1年・女性）

賛成の学生は、「社会に出て働く」「たくさん理不尽なことがある」という考えから、「理不尽な校則」に「慣れる」ことや「守る練習」をすることが必要だと考えていることが読み取れる。「慣れる」ことや「守る練習」をすることにより、「我慢力」や「継続力」が身につくと考えているようである。こうした記述に鑑みれば、「社会の理不尽さに適応する必要があるため」理不尽な校則であっても守る必要があるとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成していることがうかがえる。

「社会の理不尽さに適応する必要があるため」という趣旨の回答理由に次いで多いのは、「理不尽な校則にも何らかの目的・意味があるため」という趣旨の回答理由である。そうした趣旨の回答理由に該当する自由記述を以下に示した。

- ・例えば「ベランダ（屋上）に出ない」や「廊下を走らない」などの日常生活でのルールを守っていることで生徒が骨折や打撲などの怪我をする恐れを防ぐ為のものであるから。ルールや校則があるということはそれなりの適切な理由や目的が含まれていると思うから、守るべきだと思うから。（1年・女性）
- ・多少理不尽な校則であったとしても、それに意味があると思うので守るべきだと思う。校則が全くなかった場合、好きな服装や髪型、持ち物も自由になり、自己表現を豊かにしたり、自分が楽にな

ったりするかもしれないが、学校は集団行動をしながら生活する場所であるため校則を守ることで生徒・先生が過ごしやすい学校生活になると思うから。(1年・女性)

- ・納得できない校則があっても、学校側も何か理由があって作ったのならば、どちらかといえば賛成する。(3年・女性)

賛成の学生は、「納得できない校則」であったとしても、「適切な理由や目的」があって運用されていると考えていることが読み取れる。例えば、「ルールを守」ることで「生徒・先生が過ごしやす」くなる、「怪我」を「防ぐ」ことができるなどと考えているようである。こうした記述に鑑みれば、「理不尽な校則にも何らかの目的・意味があるため」守る必要があるとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成していることがうかがえる。

「理不尽な校則にも何らかの目的・意味があるため」という趣旨の回答理由に次いで多いのは、「中学校は義務教育段階にあるため」、「中学生は自分で考えることができないため」といった趣旨の回答理由である。先に、「中学校は義務教育段階にあるため」という趣旨の回答理由についてみていきたい。それに該当するのが、以下の自由記述である。

- ・中学校は義務教育に入っているので、多少理不尽な校則があるにしろ、守るべきだと考えた。高等学校は義務教育に入っていないので守らなくても良いと考えた。中学生はまだ未成年でもあるし、まだ社会のルールを知らないから、守るべきだ考える。(3年・女性)
- ・中学生の場合は、義務教育の段階なので、まずは学校の規則やルールを守れる力を養うことが大切だと思います。理不尽だと感じたとしても、その規則やルールを守れることで、社会に進出した時に、法律や就職先の規則など大きな規則を破ることはなくなると思います。(1年・女性)
- ・中学生はまだ義務なので、校則はしっかり守っておいた方がいいと思うから。中学生のうちにしっかり学校の義務を終えることで、次のことにつながると思う。(1年・女性)

賛成の学生は、中学校は「義務教育の段階なので」「多少理不尽な校則」であっても、「守るべきだと考え」ていることが読み取れる。理不尽な校則でも「しっかり守」ることができれば、「学校の規則やルールを守れる力を養うこと」ができると考えているようである。こうした記述に鑑みれば、「中学校は義務教育段階にあるため」守る必要があるとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成していることがうかがえる。

続いて、「中学生は自分で考えることができないため」という趣旨の回答理由についてみていきたい。それに該当するのが、以下の自由記述である。

- ・高校生になると、ある程度は正しい正しくないという判断ができると思うが、中学生はまだ思春期だったり、心が不安定な時期だと思うので、多少は校則に**しばられないと道をふみはずしてしまう**ようになってしまうと思うからどちらかといえば賛成である。(1年・女性)
- ・中学生はまだ自分で良い悪いが的確に判断できる年齢ではないからです。(1年・女性)
- ・学校を出て社会の一員になるにあたり、やっていいことと悪いことの判断をきちんとできるようにしないと周りを困らせることになり、一番自分が困ることになると思う。高校生はその判断ができるが、中学生はまだできないところがあるので、中学校は多少厳しくするべきだと思う。(1年・女性)

賛成の学生は、中学生は「良い悪いが的確に判断でき」ないことから、「道をふみはずしてしまう」ことのないように「多少厳し」い校則が必要だと考えていることが読み取れる。また、「良い悪いが的確に判断でき」ない状態で「社会の一員」になると、「周り」だけでなく「自分」も「困ることになる」と考えているようである。こうした記述に鑑みれば、「中学生は自分で考えることができないため」守

必要があるとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に賛成していることがうかがえる。

以上みてきたように、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見には、「社会の理不尽さに適応する必要があるため」、「理不尽な校則にも何らかの目的・意味があるため」、「中学校は義務教育段階にあるため」、「中学生は自分で考えることができないため」といった趣旨の回答理由から、賛成しているようである。

3-2. 反対という回答をした学生の認識

本節では、教職を志す学生の内、先述の項目に反対という回答をした者の認識を検討していきたい。反対という回答をした学生の自由記述のデータを整理すると、「納得できる理由がないため」という趣旨の回答理由が最も多いことが明らかになった。そうした趣旨の回答理由に該当する自由記述を以下に示した。

- ・ 理不尽なら守らなくていい。意味の分かる理由があるなら守るけど、先生も説明できないような校則はある意味が分からない。(1年・女性)
- ・ 少しおかしい校則は守っていくべきだと思うんですけど、明らかにおかしい校則は守る必要はないからです。そういう校則は、先生に聞いてもまともな返答が返ってきません。ちゃんと先生が説明できない校則は必要ないと思います。(1年・男性)
- ・ 染髪の校則やピアスの校則は良いと思うが、肌着の色や靴下の長さ、靴のカラーや髪型、ツーブロックなどの校則はよく分からない。男子は、襟足や耳に髪がかかってはだめなのに、ツーブロックがだめだと、ほぼ坊主にしろって言っているようなもの。(1年・女性)

反対の学生は、「先生に聞いてもまともな返答が返って」こない「明らかにおかしい校則」や「先生も説明できないような校則」といった「理不尽」な校則であれば、「守らなくていい」と考えていることが読み取れる。例えば、「肌着の色や靴下の長さ、靴のカラーや髪型、ツーブロックなどの校則」は、そうした「理不尽」な校則に該当すると考えているようである。こうした記述に鑑みれば、生徒にとって「納得できる理由がないため」守る必要はないとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に反対していることがうかがえる。

「納得できる理由がないため」という趣旨の回答理由に次いで多いのは、「人間形成という面で、適切ではないため」という趣旨の回答理由である。そうした趣旨の回答理由に該当する自由記述を以下に示した。

- ・ 学校に校則があるのは、多くの生徒が集まる学校という場で、トラブルなく安全に過ごすために作られたものであり、先生が生徒を思い通りに支配するために作られたものではないので、理不尽な校則が生徒のためを思って作られたものでないなら守る必要はないし、思春期の時期で、心が大人になろうとしている中学生を校則でしぼることは、人を形成する上であまりよくない影響を与えるのではないかと考えるから。(1年・女性)
- ・ 学校で定められている過剰な校則は、社会に出た際には非常識とされる例がほとんどであり、生徒の社会性・人間性を養成・育成する場としては適切ではないと思うから。(1年・女性)
- ・ 中学生の間は、大事な人間形成をする段階なのに、理不尽な校則によって、人間形成をこわしたくない。(1年・男性)

反対の学生は、「理不尽な校則」は「社会に出た際には非常識とされる例がほとんどであり」、「人間形成」の時期にそのような校則をさせることは「適切ではない」と考えていることが読み取れる。また、中学校段階は「心が大人になろうとしている」時期であり、「校則でしぼる」ことは「人間形成」

に「あまりよくない影響を与える」と考えているようである。こうした記述に鑑みれば、生徒にとって「人間形成という面で、適切ではないため」守る必要はないとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に反対していることがうかがえる。

「人間形成という面で、適切ではないため」という趣旨の回答理由に次いで多いのは、「理不尽な校則は、改定する機会を設ける必要があるため」という趣旨の回答理由である。そうした趣旨の回答理由に該当する自由記述を以下に示した。

- ・生徒が「理不尽である」と声を上げたときは、その声に耳を貸すことが必要です。生徒と校則について話し合う機会をつくるべきだと思うので、3を選びました。(1年・女性)
- ・中学生は高校生のように理性的な思考ができる人が多くなく、まだ未熟であるという理由から、高等学校に比べ校則改定の機会や意見が言える場が少ないと個人的に感じる。ただ生徒が未熟であろうと理不尽であることには変わりがない為、私は理不尽であると判断できる校則については改定できる機会を設ける必要があると考える。(1年・女性)

反対の学生は、中学生は「理性的な思考ができ」ず、「未熟である」といった理由から「高等学校に比べ校則改定の機会や意見が言える場が少ない」と考えていることが読み取れる。しかし、中学生が「未熟である」としても、「理不尽であることには変わりがない」ことから、「理不尽である」と声を上げた際には、「その声に耳を貸すことが必要」であると考えているようである。こうした記述に鑑みれば、「理不尽な校則は、改定する機会を設ける必要があるため」守る必要はないとの考えから、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見に反対していることがうかがえる。

以上みてきたように、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見には、「納得できる理由がないため」、「人間形成という面で、適切ではないため」、「理不尽な校則は、改定する機会を設ける必要があるため」といった趣旨の回答理由から、反対しているようである。

4. 大学での校則に関する学習の機会

前章の分析からも明らかなように、教職を志す学生の多くは、校則が多少理不尽でも、特に中学生はそれを守るべきだと考えているようである。それでは、彼／彼女らは、大学で校則に関する学習にどの程度取り組んできたのであろうか。本章では、大学での校則に関する学習の機会についての検討を行うこととしたい。

図2は、大学での校則に関する学習の機会について、回答者に4段階（「かなりあった」=1から「全くなかった」=4）で尋ねた結果を示したものである⁴⁾。この図をみると、校則に関する学習の機会があったという回答（「少しあった」）の割合は、1割にも満たない（7.5%）状況であるのに対して、そうした学習の機会がなかったという回答（「全くなかった」＋「あまりなかった」）の割合は、9割台前半（92.5%）にも及んでいることが読み取れる。すなわち、教職を志す学生の多くは、大学で校則に関する学習に取り組む機会がほとんどなかった状況にあるということである⁵⁾。

それでは、校則を運用する上で理解を深めておくべき「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習の機会はどの程度あったのだろうか。本稿では、それらに関する学習状況を検討

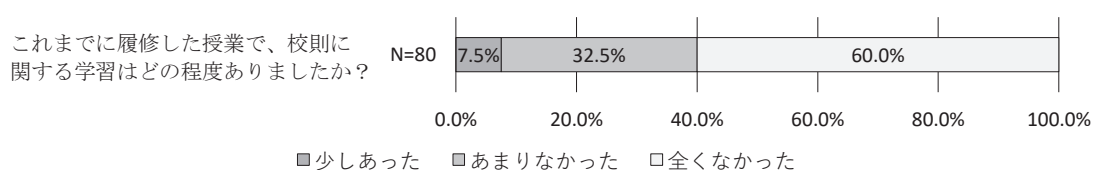


図2 大学での校則に関する学習の機会

することを通して、そうした機会の程度を捉えることとしたい。

図3は、校則を運用する上で理解を深めておくべき内容に関する学習状況について、回答者に4段階（「かなり学習した」=1から「全く学習しなかった」=4）で尋ねた結果を示したものである⁶⁾。この図の上段をみると、「児童の権利に関する条約」についての学習に取り組んだという回答（「少し学習した」、以下同様）の割合は、1割台後半（17.5%）であるのに対して、そうした学習に取り組んでいないという回答（「全く学習しなかった」+「あまり学習しなかった」、以下同様）の割合は、8割台前半（82.5%）にも及んでいることが読み取れる。続いて、この図の下段をみると、「こども基本法」についての学習に取り組んだという回答の割合は、1割台前半（13.8%）であるのに対して、そうした学習に取り組んでいないという回答の割合は、8割台後半（86.3%）にも及んでいることが読み取れる。すなわち、教職を志す学生の多くは、校則を運用する上で理解を深めておくべき「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習に取り組む機会がほとんどなかった状況にあるということである⁷⁾。

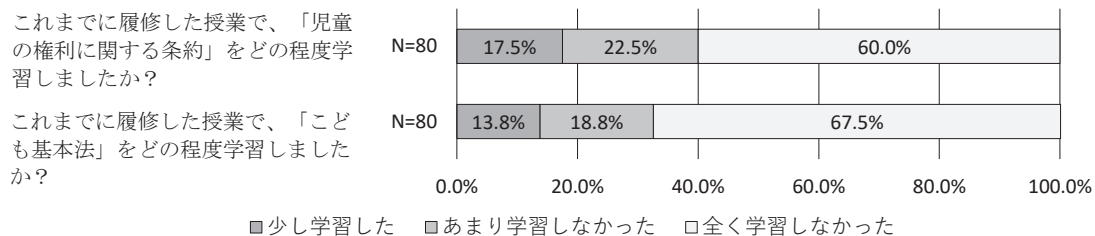


図3 校則を運用する上で理解を深めておくべき内容に関する学習状況

5. まとめと考察

本稿では、教職を志す学生を対象にしたアンケート調査の結果から、彼／彼女らの校則の運用に関する認識について検討してきた。得られた主要な知見は、以下の四つである。

第一に、教職を志す学生の多くは、校則が多少理不尽でも、特に中学生はそれを守るべきだと考えていることが明らかになった。

第二に、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見には、「社会の理不尽さに適応する必要があるため」、「理不尽な校則にも何らかの目的・意味があるため」、「中学校は義務教育段階にあるため」、「中学生は自分で考えることができないため」といった趣旨の回答理由から、賛成している学生がいることが明らかになった。

第三に、「中学校の校則が多少理不尽でも、生徒はそれを守るべきだと思う」という意見には、「納得できる理由がないため」、「人間形成という面で、適切ではないため」、「理不尽な校則は、改定する機会を設ける必要があるため」といった趣旨の回答理由から、反対している学生がいることが明らかになった。

第四に、教職を志す学生の多くは、大学で校則に関する学習の機会、校則を運用する上で理解を深めておくべき「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習の機会がほとんどなかった状況にあることが明らかになった。

注目したいのは、教職を志す学生の多くが、校則が多少理不尽でも、特に中学生はそれを守るべきだと考えているということである（図1参照）。こうした認識を有する学生は、将来教職に就いた際、「理不尽な校則であっても、とにかく生徒に守らせる」という指導を行う可能性がある。そうした指導が行われる状況では、生徒の中に校則で悩む者が一定数出てくるのも無理はないだろう。それでは、校則で悩む生徒を（少しでも）減らすために、今後の教職課程はどうあるべきなのだろうか。

まず、教職課程において、校則に関する学習を充実させる必要があるだろう。前章の分析からも明らかのように、大学で校則に関する学習に取り組む機会がほとんどない状況にある（図2参照）。校則

に関する基本的な内容（校則の目的や位置づけ、性質など）について学習する機会を充実させることで、教職を志す学生が校則自体の理解を深められるようにする必要があると考える。

それだけではなく、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習も充実させる必要があるだろう。現在、改訂作業が進められている『生徒指導提要』（改訂案）においても、これらを理解する重要性が述べられている。しかしながら、前章の分析からも明らかなように、そうした学習に取り組む機会がほとんどないようである（図3参照）。教職を志す学生が、将来教職に就いた際に、校則を適切に運用することができるよう、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について学習する機会を積極的に設けていく必要があると考える。

このように、教職課程には、校則に関する学習に取り組む機会、「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」についての学習に取り組む機会の充実が求められよう。校則で悩む生徒が一人でも減ることを願い、今後も教職課程のあり方を考えていきたい。

注

- 1) 2017年の校則裁判とは、大阪府立の高等学校に通う女子生徒（当時3年生）が起こした訴訟のことである。なお、判決内容などについては、大津（2022）を参照されたい。
- 2) 荻上・内田編（2018）は、「ブラック校則をなくそう！」プロジェクトの成果の一つである。プロジェクトの概要、成果報告などは、以下のURLを参照されたい。
(<http://black-kousoku.org>)
- 3) なお、小学校の校則の実態については、宇田・北岡（2021）で検討がなされている。
- 4) 「かなりあった」という回答はなかったため、図には表記していないことを記しておきたい。
- 5) 2022年10月に実施した、私立A大学に所属する4年生（11名）を対象としたインタビュー調査からも、教職を志す学生の多くは、大学で校則に関する学習に取り組む機会がほとんどなかった状況にあることがうかがえる。具体的には、これまでに履修した授業で校則に関する学習は、「覚えてる限りでは、あんまりない（学生A）」、「私の記憶では扱われた記憶はない（学生D）」、「あまりなかった（学生K）」というような〈語り〉が得られている。
- 6) 「かなり学習した」という回答はなかったため、図には表記していないことを記しておきたい。
- 7) 上記のインタビュー調査からも、教職を志す学生の多くは、校則を運用する上で理解を深めておくべき「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」に関する学習に取り組む機会がほとんどなかった状況にあることがうかがえる。具体的には、これまで履修した授業で「児童の権利に関する条約」に関する学習は、「扱われることはなかった（学生B）」、「授業でやった記憶はあんまりない（学生E）」、「やった覚えはない（学生J）」というような〈語り〉が得られている。なお、「こども基本法」に関する学習についても、これと同様の〈語り〉が得られていることを記しておきたい。

参考文献

- 荻上チキ・内田良編（2018）『ブラック校則—理不尽な苦しさの現実—』東洋館出版社。
- 大津尚志（2020）「高校の「校則」に関する一考察」『教育学研究論集』15、36-44頁。
- 大津尚志（2021）『校則を考える—歴史・現状・国際比較—』晃洋書房。
- 大津尚志（2022）「校則裁判（大阪府立高校黒染事件地裁判決、令和3年2月16日）に関する一考察」『学校教育センター紀要』7、48-58頁。
- 宇田響・北岡優（2021）「小学校における校則の実態—校則が適用される当事者の視点からの検討—」『くらしき作陽大学・作陽短期大学研究紀要』54（1）、13-22頁。